



平成27年度税制改正

法人課税

<成長志向に重点を置いた法人税改革>

①税率の引下げ

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税の基本税率が23.9% (改正前25.5%)に引き下げられます。

これにより、地方税を含めた法人実効税率は32.11% (改正前34.62%)に下がります。

②軽減税率の特例の延長

中小法人等、一定の公益法人等については、所得金額年800万円以下の部分に対しての税率が15% (本則19%)に軽減されていますが、この特例措置が2年延長されます。

●法人税率の推移

	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日に 開始する事業年度		平成27年4月1日～ 平成29年3月31日に 開始する事業年度	
大法人 (資本金1億円超)	25.5%		23.9%	
中小法人等 (資本金1億円以下)	所得年800万円 以下の部分 15%	年800万円 超の部分 25.5%	所得年800万円 以下の部分 15%	年800万円 超の部分 23.9%

③欠損金の繰越控除限度額の縮減

欠損金の繰越控除限度額 (現行:所得金額の80%)が、以下のように段階的に引き下げられます。

(中小法人等については現行のとおり変更ありません。)

	現 行	改 正 後
大法人	課税所得の80%	平成27年度 課税所得の65%
		平成29年度 課税所得の50%
中小法人等	課税所得の100% (変更なし)	

※繰越期間については平成29年4月1日以後に開始する事業年度について10年 (改正前9年)に延長されます。

④雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除の要件の緩和

従業員の給与等の支給額を一定以上増加させた場合に、増加額の10%を税額控除 (控除限度額あり) できる制度の雇用者給与等支給増加割合が、以下のように引き下げられます。

	現 行	改 正 後
大法人	増加割合 5%以上 (平成28年度～)	増加割合 4%以上 (平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に 開始する事業年度)
中小法人等	増加割合 5%以上 (平成28年度～)	増加割合 3%以上 (平成28年4月1日以後に開始する適用年度より)

資産課税

<高齢者層から若年層への資産の早期移転を促すための贈与税改革>

①住宅取得資金に係る非課税措置の延長・拡充

直系尊属から住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期間が延長され、『平成27年1月1日から平成31年6月30日までの贈与』について適用されます。また、消費税率が10%に上がることに伴い、非課税限度額が拡大されます。

②結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

受贈者	20歳以上50歳未満
贈与者	直系尊属(受贈者の親・祖父母)
金銭等の拠出先	金融機関の受贈者名義の口座(注)
金銭等の使用目的	受贈者の結婚・子育て資金
非課税限度額	受贈者1人毎に1,000万円。結婚関係の支出分は300万円まで
拠出期限	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間の拠出
口座に係る契約終了	①受贈者が50歳に達した場合 ②受贈者が死亡した場合 ③信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき
契約終了時の残額	使い残しがある場合は、その使い残しについて贈与税課税。 受贈者死亡の場合は贈与税非課税。

(注)銀行等に信託等をし、払出の際には結婚・子育て資金の支払に充てたことを証する書類(領収書等)を金融機関等に提出する必要があります。

※現行の「教育資金一括贈与非課税制度」については、教育資金の範囲に「通学定期代・留学渡航費等」が追加され、適用期限が平成31年3月31日まで延長されます。

消費課税

①消費税率(国・地方)10%への引上げ時期

平成27年10月1日 → 平成29年4月1日 へと変更になります。

個人所得課税

①NISAの拡充

- ・ジュニアNISAを創設(20歳未満の者の口座開設が可能に。上限80万円)
[適用:平成28年1月1日以後に口座開設、同年4月1日以後に口座受入れ株式等]
- ・投資上限額の引上げ(年間100万円 → 120万円へ)
[適用:平成28年分以後]

②ふるさと納税の拡充

- ・特例控除額の限度額の引上げ(現行1割→2割へ)
[適用:平成28年度分以後の個人住民税]
- ・申告手続きの簡素化(控除の手続きを自治体が代行する『ふるさと納税ワンストップ特例制度』の導入)
[適用:平成27年4月1日以後の寄付より]

上記改正でご不明な点等ございましたら、当事務所監査担当者までお問い合わせください。

(文責:西 奈津子)

